第一 農地法の一部改正

一目的規定の改正等

(-)この 法律は、 国内の農業生産の基盤である農地が現在及び将来における国民のための限られた資源

であることにか んがみ、 農地を農地以外  $\bigcirc$ ものにすることを規制するとともに、 農地 を効率的 に 利 用

する者による農 地 に っつい て 0) 権 利  $\mathcal{O}$ 取 得 を促進 Ļ 及び農地  $\mathcal{O}$ 利 用 関係 を調整 Ļ 並 び に 農 地  $\mathcal{O}$ 農業

上の利用 用 を確保す っるため の措置 置 を講ずることにより、 国 内  $\mathcal{O}$ 農業生 産  $\mathcal{O}$ 増大を図 ヷ、 もつ 7 玉 民 に 対

する食料 の安定供給の 確保に資することを目的とすること。

(第一条関係)

農地 につ いて所有権又は賃借権その他 の使用及び収益を目的とする権利を有する者は、 当該農地  $\mathcal{O}$ 

(\_\_)

農業上の適 正 か つ効率的な利用を確保するようにしなければならないものとすること。

(第二条の二関係)

農地 文は 採草 放 牧 地  $\mathcal{O}$ 権 利 移 動  $\mathcal{O}$ 制 限  $\mathcal{O}$ 見直

農地 又は採草放牧地 の権利移動につい て、 農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又

は 養畜 の事業を行うと認められ ない場合等の ほ か、 農地 の集団化、 農作業の効率化その他 |周辺の 地 域

12 お ける農地 又 は採草放 牧地  $\mathcal{O}$ 農業上  $\mathcal{O}$ 効率 的 カゝ 0 総合的 な利 用の 確保に支障を生ずるおそれが ある

と認められる場合は、 許可をすることができないものとすること。

(第三条第二項第一号及び第七号等関係)

(\_\_\_) 農業生産法人の要件について、 次のように見直すものとすること。

1 法 人の 構 成員に係る制限について、 その構成員たる関連事業者の中に、 その法人と連携 して事 · 業

を実施することによりその 法 人の農業経営の 改善に特に寄与する者として政令で定める者が あ ると

きは、 関連事業者の有する議決権等の合計について、 総株主の議決権等の二分の一未満まで認める

Ł のとすること。

(第二条第三項第二号関係

2 法 人の 議決権等の 制限のな い構成員として、その法人に農作業の委託を行ってい る個人を加える

ŧ のとすること。

(第二条第三項第二号ホ関 係

(三) 農地 文は 採草放牧地の権利 取得に当たっての下限 面 積の要件に係る別段の 面 積  $\mathcal{O}$ 設 定主体に ついて

都道· 府県知事から農業委員会に変更するものとすること。

(第三条第二項第五号関係)

(四) 農 地 又は 採草放牧地 につい て使用貸借による権 利 又は賃借権 を取得しようとする者が、 その 取 得後

に こその農 地 又は 採 草 放 牧 地 を 適 正 一に利 用 して 11 な 7 · と認 めら れ る場合に使 用 貸借又は 賃貸 借  $\mathcal{O}$ 解 除 を

する旨の条件が契約に付されているときは、 農業生産法人及び農作業常時従事 の要件 にか か わらず、

許可をすることができるものとすること。

(第三条第三項関係

(五) (四により権利 の設定を受けた者が農地 文は 採草放牧地を適正 に利用してい ないと認められるにもか

か わ らず、 当該 権 利 0 設定者 が使用貸借又は賃貸借  $\mathcal{O}$ 解除をしないときは、 許可を取 り消さなけ ħ ば

な らない ものとすること。

(六)

第三条 の二関 係

農地 又は採草放牧地について所有権その他の権利を取得した者は、 農業委員会等の許可を受けて当

該 権利を取得した場合等を除き、 遅滞なく、 農業委員会に届け出なければならないものとすること。

(第三条の三関係

三 国 一又は 都 道 府県が行う農地転 用 に 関する法定協議 制 度  $\mathcal{O}$ 創 設設

玉 又 は 都 道 府県 が 一定の 施 設  $\mathcal{O}$ 用 に供するため に農 地 転 用 を 行 おうとする場合にお いては、 国 又 は 都

一府県と許可権者たる都道府県知事又は農林水産大臣との協議が成立することをもって許可があったも

道

のとみなすものとすること。

(第四: 条第 一項第二号及び第五 項並びに第五条第一 項第一号及び第四 項関係

四 遊休農地に関する措置の創設

() 遊休農地である旨の通知等

1 農業委員会は、 毎年一回行う農地 の利 用の状況についての調 査 の結果等に基づいて、 次のいずれ

か に該当する農 地 0) 所有者 (その 農 地 に 0 *\* \ て所 有権 以 外 0) 権原 に 基づき使用及び収 益をする者が

ある場 合には、 その 者 及び その 農地  $\mathcal{O}$ 所 有者。 3 に お いて同じ。) に対し、 当該: 農 地  $\mathcal{O}$ 農 業 上  $\mathcal{O}$ 利

用の増進を図るため必要な指導をするものとすること。

1 現に 耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地

口 その 農業上  $\mathcal{O}$ 利 用 の程 度が その 周 辺  $\mathcal{O}$ 地域 に おける農地  $\mathcal{O}$ 利 用 の程度に比し著しく劣っている

と認められる農地

(第三十条関係

2 農業: 協 同 組 合、 土 地 改良区等の 農業者  $\mathcal{O}$ 組 織する団体又は 周 辺の 地 域に お 7 て農業を営 む者 は

1 0) イ又は 口 のいずれかに該当する農地があると認めるときは、 農業委員会に申し出て適切な措 置

を講ずべきことを求めることができるものとすること。

(第三十一条関係)

3 農業委員会は、 1の指導をした場合においてもなお相当期間当該指導に係る農 地 の農 業 上  $\mathcal{O}$ 利用

 $\mathcal{O}$ 増進 が図られない場合等においては、 当該農地 の所有者に対し、 当該農地が遊休農地である旨を

通知するものとすること。ただし、過失がなくて通知を受けるべき者を確知することができないと

きは、その旨を公告するものとすること。

(第三十二条関係)

二 遊休農地の農業上の利用に関する計画の届出及び勧告

(一の3の通知を受けた遊休 農地  $\mathcal{O}$ 所 有者 (当該: 遊休農地 について所有権 以外の権原に基づき使用

1

及び収益をする者がある場合には、その者。 以下「所有者等」という。)は、六週間以内に、 当該

通知に係る遊休農地の農業上の利用に関する計画を農業委員会に届け出なければならないものとす

ること。

(第三十三条第一項関係)

2 農業委員会は、 1 の 届 出に係る計 画 の内容が当該遊休農地 の農業上の利用 の増進を図る上で適切

でない と認める場合等にお いては、 当該 遊休農地 0 所有者等に対し、 相当の 期限 を定めて、 当該遊

休農地 の農業上の利用の増進を図るために必要な措置を講ずべきことを勧告するものとすること。

第三十四 条第 項関係

(三) 遊休農 地  $\mathcal{O}$ 所 有 権  $\mathcal{O}$ 移 転等 に 関する協 議 及 び

1 農業委員会は、 二の2の勧告をした場合において、 当該勧告を受けた者が当該勧告に従わない

لح

調 停

きは、 当該勧告に係る遊休農地の 所有権の移転又は賃借権 の設定若しくは移転 (以 下 「所有権 0) 移

転等」 という。) を希望する農地保有合理化法人、 農地利用 集積円滑化団 体又は特定農業法 人で農

林水 産 省令で定める要件に該当するも O( 以 下 「農地 保 有 合 **理化法**: 人等」という。 のうち か 5 所

有 権  $\mathcal{O}$ 移 転等 に . 関す る協 議を行う者を指定して、 その 者が 所 有権  $\mathcal{O}$ 移転等に 関する協 議 を行 う旨を

当該 勧告を受けた遊休農地  $\mathcal{O}$ 所有者等に通知するものとすること。

2

1

0

協

議

が

調

わず、

又は協議を行うことができないときは、

農地保有合理化法人等は、

協

議

を行

(第三十五条第 項関!

う旨 (T) 通 知 が あ った日 から起算して二月以内に、 都道 府県知 事 に対 Ļ その 協議 に係る所有 権 の移

転等に つき必要な調停をなすべき旨を申請することができるものとし、 都道 府県 知 事 に ょ る調 停案

 $\mathcal{O}$ 作 成、 受諾  $\mathcal{O}$ 勧告その 他  $\mathcal{O}$ 手 続 12 関 L 規 定を整備すること。

第三十六条関係

(四) 特定利品 用権又は遊休農地を利用する権利の 設定

係

1 都道 府 県知事 が三の2の勧告をした場合に おいて、 当該勧告を受けた者 が当該勧告が あ つった 日 カ

5 起 算 して二月以内に当該 勧 常告に係る る 調 停 案 の受諾 をしない ときは、 農 地 保 有合品 理 化法 人 等 は、 当

該 勧告があった日から起算して六月以内に、 都道. 府県知事 に対し、 当該勧告に係る遊休農地 につ V

て、 特定利用権 (農地についての耕作を目的とする賃借権をいう。) の設定に関 し裁定を申請する

ことができるものとし、 当該裁定に関し、 所要の手続等の規定を整備すること。

第三十七条から第四十二条まで関係

2 一の3の公告に係る遊 休農地 (一の1のイに該当する農地 であって、 当 該 遊休 農 地  $\mathcal{O}$ 所 有者 等に

対し一の3の通知がされなかったものに限る。)を利用する権利の設定を希望する農地保有合 理化

法 八等は、 当該公告があった日から起算して六月以内に、 都道府県知事に対し、 当該遊休農地 を利

用する権利の設定に関し裁定を申請することができるものとすること。 (第四十三条関係)

措置命令

(五)

市 町 村 長 は 遊休: 農地  $\mathcal{O}$ 周 辺  $\mathcal{O}$ 地 域 E おけ る営農条件 に 著し *(* ) 支障 が 生じ、 又は生ずるおそれ が ある

と認める場合には、 必要な限度において、 当該遊休農地 の所有者等に対し、 期限を定めて、 その支障 . . (T)

除去又は 発生の防 止 のために必要な措置を講ずべきことを命ずるとともに、 当該所有者等が、 当該

に係 ぶる期限が までに当該命令に係る措置を講じないとき等において、 自ら当該措置 の全部 文は 部 を ず

ることができるものとすること。

(第四十四条関係)

五 農地の違反転用に対する原状回復等の命令に関する行政代執行制度の創設

農林水産大臣又は都道府県知事 は、 土地 の農業上の利用の確保及び 他の公益 並びに関係人の 利益を衡

量して特に ・必要が あ ると認める場合であって、 過失がなくて原状 口 復等  $\mathcal{O}$ 措置を命ずべき違反転 用 者等

を確 知することができない 場合等においては、 自ら当該措置の全部又は 部を講ずることができるもの

とすること。

(第五十一条第三項関係)

罰則の引上げ等

六

(-)原状回 [復等の 命令に違反した違反転用者に対する懲役刑及び罰金刑の上限を引き上げるとともに、

農地. 転 用 に 関する規定又は原状回復等の命令に違反した法人に対する罰 金刑  $\mathcal{O}$ 上限 を引き上げるもの

とすること。

(第六十四条及び第六十七条関係

(\_\_) ()に掲げるもののほか、 所要の罰則規定を整備すること。

(第六十五条、第六十六条等関係

七 その他

農 地 又 は 2採草放 牧地 の賃貸借  $\mathcal{O}$ 存続 期 間 に ついては、 賃貸借 の存続期間を二十年以内とする民 法  $\mathcal{O}$ 

規定の適用について、 当該規定中 「二十年」とあるのは 「五十年」とすること。 (第十九条関係)

(\_\_) 農業委員会は、 農地 の農業上の利用 の増進及び農地 の利用関係の調整に資するため、 農地に関する

情 報 0 収 集、 整理、 分析及び提供を行うものとすること。

(第五十二条関係)

(三) 農林 水 産大臣 は 都道 府 県 知 事  $\mathcal{O}$ 農 地 転 用 許 可 に係る事 務 の処理が農地 文は 採草放牧 地  $\mathcal{O}$ 確 保に支

障を生じさせてい ることが 明ら か であるとして地 方自: 一治法の 規 定による是正  $\mathcal{O}$ 要求 を行うときは、 当

該 K都道· 府県知事が講ずべき措置の内容を示して行うものとすること。

第五 十 -九条関 係

小作 地 0 )所有制 限、 自作農創設のための未墾地の買収等に関する規定を廃止するとともに、 小作地

(四)

等 0 用 語  $\mathcal{O}$ 見直しその 他 所要の 規定の整備を行うこと。

農地 積円 第二

農業

経営

基

盤強

化

促

進

法

 $\mathcal{O}$ 

部

改正

利 用 集 滑 化 事 業  $\mathcal{O}$ 創 設

この法律にお **,** \ 7 農地利用集積円滑化事業」とは、 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対す

る農用 地  $\mathcal{O}$ 利用 の集積 の円滑化を図るため、 この法律で定めるところにより、 1又は2に掲げる者が

行うそれぞれ1又は2に掲げる事業をいうものとすること。

1 市 町 村、 農業 協 同 組合又は 般社団法人若しくは一般財団法人で農林水産省令で定める要件に該

当するもの 次に掲げる事業

1 農用 地等 の所有者の委任を受けて、 その者を代理して農用地等について売渡 Ĺ 貸付け又は農

業 0 経営若 しくは農作業 の委託を行う事 業 (当該委任に係る農用地等 0 保全のため 0 管理を行う

事業を含む。以下「農地所有者代理事業」という。)

口 農用 地等を買い入れ、 又は借り受けて、 当該農用地等を売り渡し、 交換し、 又は貸し付ける事

業

ハ 口 により買い · 入れ、 又は借り受けた農用地等を利用して行う、 新たに農業経営を営もうとする

者が き農業の 技 術 又は経営方法を実地 に習得するため 0) 研修その 他  $\mathcal{O}$ 事 業

2 1 掲 げる者 以外  $\mathcal{O}$ 営利 を目 的 とし な V) 法人 (営利 を目: 的 とし な 1 法 人 、格を有り な 1 寸 体 で あ 0

て、 代表者の定めがあり、 かつ、 その直接又は間接の構成員からの委任のみに基づく農地所有者代

理事業を行うことを目的とするものを含む。 で農林水産省令で定める要件に該当するも 農地

所有者代理事業

(第四条第三項関係

(二) (<u>~</u>) 1又は2に掲げる者 市 町村を除く。) は、 農地利用集積円滑化事業を行おうとするときは、

農地利用 用集積円滑化事業の実施 に関する規程 ( 以 下 「農地利用集積円滑化事業規程」 という。)を定

め、市町村の承認を受けなければならないものとすること。

(第十一条の九第一項関係)

(三) 市 町 村 は 農 地 利 用 集 積円 滑 化 事業を行おうとするときは、 農地 利用 集積円 滑 化 事 業規 程 を定 めな

ければならないものとすること。

(四)

(第十一条の十一第一項関係)

農地 所有者代理事業を行う者は、 その事業実施地域に存する農用地等の所有者からその 所有する ^る農

用 (地等について農地所有者代理事業に係る委任契約の申込みがあったときは、 正当な理 由 が なけ れ ば

、当該委任契約の締結を拒んではならないものとすること。

(第十一条の十二関係)

市 町 村 は 農 地 利 用 集 積円 滑 化団体 (二の承認を受けた者又は 農 地 利 用 集 積円滑 化 事 業 規程 を定め

(五)

た市 町 村 を う。 が .農 用 地 利 用 集 積 計 画を定めるべきことを申し出たときは、 そ  $\mathcal{O}$ 申 出  $\mathcal{O}$ 内 容 を勘

案して同計画を定めるものとすること。

(第十八条第五項関係

- 二 基本構想の規定事項の拡充等
- 市 町 村 は 基 本 構 想を定め る場合には、 次に掲 げ る事 項 へを定り  $\Diamond$ るものとすること。
- 1 効率: 的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地 の利用 の集積に関する目標その他農用 地の

利用関係の改善に関する事項

2 農地 利用集積円滑化事業を行う者及び当該事業の実施の基準に関する事項 (第六条第二項関係)

(\_\_) 市 町 村 は 基本構想を定めようとするときは、 関係者の意見を反映させるために必 要な 措 置を 講 ず

るものとすること。

(第六条第五項関係

三 農用地利用集積計画の要件の見直し等

(-)農用: 地 利用集積計画 の要件として、 数人の共有に係る土地についてその存続期間が五年を超えない

利 用 権 の設定又は移転をする場合については、 当該 土地について二分の一を超える共有持分を有する

者の同意が得られていれば足りるものとすること。

(第十八条第三項第三号関係)

(\_\_) 農地 法 に お け る農地 又は 採 草 放 牧 地  $\mathcal{O}$ 権 利 移 動  $\mathcal{O}$ 制 限  $\mathcal{O}$ 見 直 に伴 V) 農用 地利 用 集積計 画  $\mathcal{O}$ 要件

を見直すとともに、 同 計 画 0 取消し規定を設けるものとすること。

、第十八条第三項、第二十条の二第一項等関係

四 特定農業法人の範囲の拡大

特定農業法 人の 範 囲 に 0 ١, て、 農業経営を営む法人にまで拡大すること。 (第二十三条第四 項関係

五その他

遊 体農地 の農業上 一の利 用の増進 に関する措置及び特定法人貸付事業の実施 に関する規定を廃止するこ

農業 振 興 地 域  $\mathcal{O}$ 整 備 に 関 する 法 律  $\mathcal{O}$ 部 改 Ē 旧 第四 章 の二及び第四

一 農用地等の確保を図るための仕組みの整備

第三

(-)農 林· 水 産大臣 は あら かじ め、 都道. 府県知 事 の意見を聴いた上で、 農用: 地等の確保等に関する基本

指針 に お (1 て、 都道 府県にお 1 7 確保すべ き農用 地等  $\dot{O}$ 面積  $\mathcal{O}$ 目 標  $\mathcal{O}$ 設定 の基 全準に関う ける事 ,項を定め

第三条の二 一第二項 第二号及び第三 項 関 係

るも

のとすること。

(\_\_) 農林 水 産 大臣 は 毎 年、 都 道 府 県 12 対 Ļ 当該 都 道 府 県  $\mathcal{O}$ 農 業振 興 地 域 整 備 基 本 方 針 に 定 8 る 確 保

す べき農用地等  $\mathcal{O}$ 面 |積の 目 標  $\mathcal{O}$ 達成状況について、 地方自治法 0 規定による資料の提 出  $\mathcal{O}$ 要求を行う

章

 $\mathcal{O}$ 

)三関!

係

第四 農業 協 同 組合法の一 部改正

とともに、 当該 目 標の 達成状況が著しく不十分であると認める場合にお いて、 農業! 振 興 地 域 に . 関 する

都道 府 県 知 事  $\mathcal{O}$ 事 務  $\mathcal{O}$ 処 理 一が農用 地 等  $\mathcal{O}$ 確 保に支障を生じさせていることが 明 5 か で あるとし て 法

 $\mathcal{O}$ 規定による是正 の要求を行うときは、 当該都道府県知事が講ずべき措置の内容を示して行うも 。 と

すること。

、第五条の二及び第五条の三関係

農用 地 区域 か らの除っ 外の厳格化

農用 地 区 域 方に お け うる効率が 的 か つ安定的 な農業経営を営む者に対す うる農用: 地 0 利用 の集積に支障を及

ぼ す お それ が ある場合に は、 同 区 域 の変更をすることができないものとすること。

(第十三条第二項第三号関係)

国又は地方公共団体が行う農用地区域内における開発行為に関する法定協議制度の 創 設

三

玉 一又は 地 方公共団 体が、 農用: 地 区 近域内に、 おいて、 定  $\overline{\mathcal{O}}$ 施設 の用に供するため に開 発行為をしようと

する場合に お 7 · \_ は 国又は地 方 公共団体と都道府県 知 事 と の 協 議 が 成立することをもって 許 可 が あっ

た のとみ なすも 0

(第十五) 条の二第一項第一号及び第七 項関係)

農業協同 組合又は農業協同組合連合会は、 その地 区内にある農地又は採草放牧地のうち、 当該農地 叉

は 採草放牧 地  $\mathcal{O}$ 保 有 及び 利 用  $\mathcal{O}$ 現況 及び 将来の 見 通 しか らみて、 当該農 地 又は 採草放 牧 地  $\mathcal{O}$ 農 業 上  $\mathcal{O}$ 利

用 の増進を図るためには自ら農業の経営を行うことが相当と認められるものについて農業の経営を行う

ことができるものとすること。

(第十一条の三十一第一 項 第 一 号関係

組合員 の総数が農林水産省令で定める数を超える農業協同組合が農業 の経営を行う場合には、 総組 合

員の三分の二以上の書面による同意の手続に代えて、 総会の特 別 議決の 手 続に よることができるものと

(第十一条の三十 第五 項から第八項まで関係

第五 施行期日等

この法律は、 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するもの

とすること。

その他所要の規定の整備を行うこと。

(附則第一条関係)